

統括課名	健康推進課	作成責任者(課長)氏名	宮沢 聖和		No.	2
関連課					電話	211
施策名	地域医療体制の整備					
総合計画の 施策体系	第2章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 第1節 安全・安心 └ 3 保険・医療 (4) 地域医療体制の整備 ※長期総合計画(前期基本計画P79) └ ① 救急医療の推進 ② 医療機関相互の連携強化 ③ プライマリケアの推進					
総合計画上の 施策基本方針	疾病の予防、早期発見等を図るため、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、誰もが身近な地域で、気軽に健康相談や診療を受けられるよう「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」づくりを推進し、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の充実に取り組みます。					
市民意識調査 関連項目結果	問12「生活環境の満足度(休日・夜間などの救急診察)」 →満足6.0%、どちらかといえば満足27.9%、どちらともいえない44.6%、どちらかといえば不満12.5%、不満4.5%、無回答4.5%					
成果指標 の推移	成果指標	現況値 (年度)	H27年度 達成値	目標値 (年度)	備考	
	①					
	②					
	③					
	④					
施策を構成する 事務事業等	事務事業、補助金等の名称		施策への貢献度	事業の優先度	今後の方向性	
	①	休日急患診療事業	やや高い	やや高い	見直し	
	②	休日準夜急患診療事業	やや高い	やや高い	見直し	
	③	休日急病診療事業補助金(休日診療・準夜診療)	やや高い	やや高い	見直し	
	④	休日歯科急患診療事業	やや高い	やや高い	見直し	
	⑤	休日歯科応急診療事業補助金	やや高い	やや高い	見直し	
	⑥					
	⑦					
	⑧					
	⑨					
	⑩					
	⑪					
	⑫					
	⑬					
	⑭					
	⑮					
	⑯					
	⑰					
	⑱					
	⑲					
	⑳					
	㉑					
	㉒					
	㉓					
	㉔					
㉕						
※備考 第六次行政改革大綱において、「項番98：休日診療・休日準夜診療の在り方の検討」、「項番99：休日歯科診療の在り方の検討」が掲げられている。						

一 次 評 価	<p>①【施策を取り巻く環境及びその変化】</p> <p>休日診療：年間受診者数は、約900人で1日当たり13人である。このうち約75%が秋から冬にかけて受診している。医師会と薬剤師会に委託し、保健相談センターで日曜、休日、年末年始の前9時から11時30分、午後1時から4時まで、年約70日間実施している。</p> <p>休日準夜診療：年間受診者数は、約200人で1日当たり3人である。このうち約75%が秋から冬にかけて受診している。医師会と薬剤師会に委託し、保健相談センターで日曜、休日の午後5時30分から8時30分まで、年約65日間実施している。</p> <p>休日歯科診療：年間受診者数は、約150人で1日当たり3人である。委託先は、歯科医師会で年約57日間実施している。</p>
	<p>②【これまでの事務事業、補助金等の見直し状況】</p> <p>小児初期救急平日準夜診療事業は、武蔵村山病院への委託事業として実施していたが、平成26年4月から、武蔵村山病院が独自事業で二次救急医療事業に移行したことに伴い、平成25年度末に廃止した。</p> <p>また、歯科の休日診療については、保健相談センターの2階で歯科医師会会員の当番制で実施していたが、平成24年4月から会員の輪番制により医療機関持ち回りで実施している。</p>
	<p>③【新規事業の予定、検討状況】</p> <p>特になし</p>
	<p>④【施策目標、成果指標等の達成に向けた今後の課題】</p> <p>休日診療は、秋から冬にかけてインフルエンザ等が流行することにより、1日当たりの受診者数が平均13人となっているが、休日準夜診療及び休日歯科診療については、両診療ともに1日当たりの受診者数が平均3人となっていることから、高コスト事業となっており、見直しが必要である。</p>
	<p>⑤【今後の見直し方針（投入する人員及び予算、施策を構成する事務事業等に見直しの余地はないか）】</p> <p>休日診療・休日準夜診療については、保健相談センターにおいて、医師会の会員による診療や、薬剤師会の会員による薬の処方等を実施しているが、当番医療機関による輪番制の導入や、武蔵村山病院等診療と調剤等の医療体制が整っている医療機関に変更するなど、今後、検討委員会を設置し業務の在り方について検討を行う。</p>
	<p>⑥【総合的意見（今後の施策展開、方向性等）】</p> <p>休日診療、休日準夜診療及び休日歯科診療については、事業開始当初と比較すると地域の医療機関の充実や当該医療機関における休日診療の実施等に伴い、利用人数が低下していることから、今後、費用対効果等について、検証する必要がある。</p> <p>また、第六次行政改革大綱において「項番98：休日診療・休日準夜診療の在り方の検討」及び「項番99：休日歯科診療の在り方の検討」が掲げられていることから、今後、業務の在り方について検討を行う予定である。</p>
二 次 評 価	<p>【総合的意見（今後の施策展開、方向性等）】</p> <p>誰もが身近な地域で、気軽に健康相談や診療を受けることができる地域医療体制を整備することは、安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進していく上で重要な施策であり、今後も引き続き行う必要がある。</p> <p>しかし、診療日・診療時間を拡大している医療機関や休日に営業している薬局の増加など、医療体制が充実していく中で、本市が実施する休日診療等の受診者数は減少しており、費用対効果は低いといえる。</p> <p>よって、今後は、費用対効果を考慮し、診療と調剤等の体制が整っている医療機関に休日診療等の実施を委託するなど、効率的かつ効果的な実施方法について、検討を行う必要がある。</p>
	<p>行政評価委員会意見</p> <p>本施策は、市内の一次救急医療体制を整備する上で重要であると認められるものの、施策を構成する事務事業の実施方法については、運用面でコスト削減の余地があると思料する。</p> <p>よって、他市等の実施方法を検証の上、委託や輪番制の導入など、費用対効果の観点から実施方法の見直しを行うことが肝要である。</p> <p>なお、実施方法の見直しを行う上で、市内の一次救急医療体制のサービス水準を低下させることのないよう留意することを求めたい。</p>